中村 有翔1・大浦 真一2

(1:三立化工機株式会社,2:東海学院大学)

要 約

本研究では、未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因を男女別で探索的に検討することを目的とした。この要因として、1)年齢、2)未成年者飲酒禁止法の知識、3)アルコールが身体に及ぼす影響の理解度、4)飲酒理由、5)初飲年齢、6)現在の飲酒状況、7)飲酒に対する考え、8)飲酒時の望ましい人数の8つを設定した。20代から70代の一般成人226名を対象に質問票調査を実施した結果、男性の方が、女性よりも未成年飲酒に対して寛容であることが分かった。また、性別に関係なく、初飲年齢が未成年、週3回以上の飲酒習慣がある者、お酒は飲めた方が良いという考えを持つ者において、未成年飲酒に対してより寛容であることが分かった。さらに、男性特有の要因として、年齢が低い、未成年者飲酒禁止法に関する知識が乏しい、飲酒理由にいい気分になることを求めることが、未成年飲酒に対して寛容になることを促すのに対して、飲酒理由にお酒自体を楽しむことを求めることは、未成年飲酒に対して厳しくなることを促すことが分かった。一方、本研究では、女性特有の要因は見つからなかった。

キーワード: 未成年, 飲酒, 飲酒に対する容認態度, 性差

(2022.9.7 受稿 査読審査を経て 2022.11.22 受理)

はじめに

酒は、古来より「百薬の長」と言われ、適量であれば 健康の保持・増進のために有効であると考えられてきた (今泉・立屋敷, 2005)。実際, 飲酒量と死亡率の関係は, J カーブを描くことが知られており、適量の飲酒(1日 の平均純アルコールが男性で 20g 程度, 女性で 10g 程 度)をする人は、全く飲まない人や多量の飲酒をする人 に比べて, 死亡率が低いことが分かっている(Di Castelnuovo, Costanzo, Bagnardi, Donati, Iacoviello, & De Gaetano, 2006)。この J カーブ現象は、循環器系 の疾患や糖尿病, 脳梗塞, 認知症にも見られるが, 脳出 血や乳がん, 肝硬変には見られず, 飲酒量の増加ととも にこれらのリスクが増大する(松井・神崎・松下・樋口、 2014)。もちろん、多量の飲酒が様々な疾患リスクを増 大させることは周知の事実である。このように飲酒の健 康への影響に関しては、良悪の両側面があることから、 成人においては、酒とのつき合い方が非常に重要である。 一方で、未成年^{註1)}の飲酒では、上述したJカーブ現 象が見られず、飲酒量の増加とともに死亡率が上昇する こと (Andreasson, Allebeck, & Romelsjö, 1988) をはじ めとして,心身への様々な悪影響が報告されている。辻・ 舩越・神田(2017)が実施した9745件の文献レビュー によると, アルコール摂取を止めるまたは管理する能力 に障害があることを特徴とするアルコール使用障害を 発症した未成年では、飲酒をしない未成年に比べ、海馬 の容積が有意に小さく, 前頭前野皮質の発達が遅れると いった脳の構造の問題が見られること, 未成年飲酒が, 学習記憶や口頭記憶,空間能力,作業記憶,計画能力, 執行機能、情報処理能力、注意機能といった認知的側面 や,人格,知能・知性といった側面に悪影響を及ぼすこ とが明らかになっている。さらに、未成年における飲酒 は、アルコール使用障害のリスクを増大させる(吉本・ 大脇・川井田、2020) だけでなく、喫煙とともに薬物乱 用の入り口 (ゲートウェイ・ドラッグ) として機能する ことが指摘されている(呉・山崎・川田、1998)。このよ うに未成年飲酒は,心身の諸側面や行動に対して様々な 悪影響を及ぼすことが報告されていることから, 撲滅に 向けて取り組むべき重要な問題の一つである。

わが国には、1922 年に制定された未成年者飲酒禁止 法がある。この法律には、親権者が未成年の飲酒を知っ た際にはそれを制止しなければいけないこと、これに違 反した場合には科料に処せられることが明記されてい る(厚生労働省、2021a)。しかしながら、未成年者飲酒 が未だなくならないという現状に鑑みると、未成年飲酒

撲滅のためには、この法律による拘束だけでは不十分で あることは明らかである。

厚生労働省が推進する 21 世紀の国民的健康づくり運動「健康日本 21」(厚生労働省,2000)において、アルコールへの対策が掲げられており、1)多量に飲酒する人の減少、2)「節度ある適度な飲酒」の知識の普及とともに、3)未成年の飲酒をなくすという目標が設定され、未成年飲酒撲滅のために、様々な取り組みが行われた。その結果、2010 年に実施された飲酒経験に関する調査では、1996年と比較して、中学男子では26.0%から8.0%、中学女子では16.9%から9.1%、高校男子では53.1%から21.0%、高校女子では36.1%から18.5%へと改善が見られた(厚生労働省,2021b)。ただし、目標値の0%には及んでおらず、引き続き、未成年飲酒撲滅に向けた取り組みが必要である。

未成年飲酒の問題については、これまで当事者である 未成年者を対象にした研究が多く行われており、例えば、 飲酒する友人や自己効力感、衝動性、活気(安藤,2010)、 Big Five の外向性(山本・佐伯・平野,2016)、交通ルー ルの遵守に関する意識(新井・山本・平野・井上,2014) が未成年飲酒と関連することが明らかにされている。し かしながら、以下の先行研究で示すように未成年飲酒の 一部は大人がいる場面や大人の勧めがきっかけで起こっ ていることから、未成年飲酒撲滅のためには、当事者を 対象にするだけでは十分と言えない。

田中(1985)が大学生538名に行った調査によると、 未成年飲酒において初飲のきっかけとなる機会は、男性 では「コンパ・会合」の 35.4%に次いで,「行事・お祝 い」が24.6%であったのに対し、女性では「行事・お祝 い」が29.1%で最も多く、「コンパ・会合」が25.0%であっ た。さらに、飲酒を勧めた人については、男性では「自 分から」が 26.1%と最も多かったが、「家族」も 25.1%と 同程度に多く、「友人」が 23.6%であったのに対し、女 性では「家族」が32.1%で最も多く、次いで「友人」が 30.6%であった (田中, 1985)。また, 長島・荒波 (2000) では、初飲の機会は、「お正月」が27.6%で最も多く、次 いで「友人との付き合い」が12.2%,「晩酌の付き合い」 が 9.5%であること、初飲の動機は、「家族の勧め」が 40.2%と最も高く,次いで「好奇心」が27.0%,「友人の 勧め」が 7.2%であることが報告されている。これらの結 果から、未成年飲酒の3分の1から4分の1程度は、大 人がいる場面や、大人からの勧めがきっかけとなって起 こっており、この傾向は 1980 代からそれほど変わって

いないことが見て取れる。さらに、長島・荒波 (2000) は、保護者に対して未成年飲酒に対する態度を調査しており、「本人次第」、「仕方がない」という回答を含めると、高校生の子どもを持つ保護者の 77.3%が、大学生の子どもをもつ保護者に至っては実に 90%以上が、未成年飲酒を容認しており、保護者の大半が未成年飲酒を許容してことが分かっている。以上のことから、未成年飲酒撲滅のためには、大人に対する働きかけが必要不可欠であると思われる。

大人が未成年飲酒に寛容な背景には、どのようなことがあるのだろうか。市川(1998)は、伝統的に飲酒場面での失態や無礼な振る舞いに対して寛容であるといった、「酒に甘い」日本の社会状況を挙げているが、現在のところ、大人が未成年飲酒に対して寛容になる背景について十分に検討されていない。

本研究の目的

そこで本研究では、大人の未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因を探索的に明らかにすることを目的とした。本研究では、この要因として、1)年齢、2)未成年者飲酒禁止法の知識、3)アルコールが身体に及ぼす影響の理解度、4)飲酒理由、5)初飲年齢、6)現在の飲酒状況、7)飲酒に対する考え、8)飲酒時の望ましい人数の8つを設定した。

まず、年齢であるが、一般に年齢が上がるにつれ、就職や結婚、子育て、孫の誕生を経験したり、仕事でより責任の重い立場についたりするようになる。このようなライフステージの変化に伴い、社会的責任に対する自覚も増すと考えられることから、年齢は未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因となるだろう。

次に、未成年者の飲酒が無くならない背景には、大人が未成年者飲酒禁止法の知識を十分に持っていない可能性も考えられる。上述したように、未成年者飲酒禁止法には、親権者が未成年の飲酒を知った際にはそれを制止しなければいけないこと、これに違反した場合には科料に処せられることが明記されている(厚生労働省、2021a)。この法律に関する知識が十分にあれば、法律に違反することを恐れて、未成年に飲酒を勧めることを控えると思われる。よって、未成年者飲酒禁止法に関する知識も要因とした。また、過剰な飲酒は、高血圧や高脂質症、肝臓病、ガンなどといった不健康または疾患のリスクを高めることが分かっている(厚生労働省、2021c)。健康に関する知識の得点が高いほど、健康的な食事を摂

取する頻度が多いといった報告(門田,2004)や,生活習慣病の予防に必要な生活習慣の形成に生活習慣病の知識の習得が不可欠であるといった指摘がある(門田,2002)ように、知識と実際の行動には一定の関連があることが予想される。このことから、アルコールの身体への悪影響をより知っているほど、大人から未成年への飲酒を勧めたり、未成年飲酒を見逃したりすることはないだろうと考え、アルコールが身体に及ぼす影響についての理解度も要因に加えた。

続いて, 飲酒行動の背景には, ストレス解消のため, 気分を向上させるため、コミュニケーション促進のため、 健康のためといった、様々な理由が想定される。例えば、 飲酒をコミュニケーションのツールと捉えている者は, そうでない者に比べ、周囲の者にも飲酒を勧める可能性 が高いと考えられることから, 飲酒理由も要因に設定し た。加えて, 飲酒を勧める大人の初飲年齢が未成年であ れば、「未成年からの飲酒は当たり前」などの考えや、「未 成年から飲酒を開始しても何も問題がなかった」などの 体験から、未成年者飲酒に対して寛容になると考えられ る。また、女子大学生のみを対象とした研究であるが、 初飲年齢が低いと飲酒頻度の多さも含む問題飲酒傾向 が強くなることが報告されている(上村・小嶋・永谷・ 今枝・鈴木,2012) ことから、初飲年齢は飲酒に対する態 度に関連すると考え,回答者の初飲年齢も要因とした。 さらに, 現在, 習慣的に飲酒している者やお酒は飲めた 方が良いと考える者は, 飲酒に対して何らかのメリット を感じていると思われる。このような者は飲酒に対して 肯定的であると推測されることから、未成年飲酒につい ても寛容であると考え, 現在の飲酒状況と飲酒に対する 考えも要因とした。他にも, 飲酒人数に対する考えとし て、1人よりも大勢で飲む方が良いと考える者も未成年 飲酒に対して寛容であると推測したことから, 飲酒時の 望ましい人数も要因に設定した。

なお、飲酒は、乳がんや胎児性アルコール症候群など 女性特有の疾患リスクを増大させる(厚生労働省,2021d) ことから、女性と男性では飲酒に対して異なる態度を有 している可能性が考えられる。よって本研究では、上記 の8つの要因について男女別で検討した。

方法

調査協力者

20 代から 70 代の一般成人 226 名 (男性 84 名, 女性 142 名) であった。平均年齢は 35.98 歳 (*SD*=14.71) であった。

使用測度

未成年飲酒に対する容認態度:未成年飲酒に対する容認態度を測定するために長島・荒波(2000)を参考に質問項目を作成した。調査協力者に対し、未成年飲酒が行われる可能性が高い「お正月」、「親の晩酌の付き合い」、「誕生日等のお祝い」、「家族旅行」、「会社等の宴会」の5つの場面について、どの程度、未成年飲酒を容認できるかを問い、「1:絶対に許さない」から「5:いくらでも飲んでよい」の5件法で回答を求めた。

未成年者飲酒禁止法の知識とアルコールが身体に及ぼ す影響についての理解度:未成年者飲酒禁止法の知識と アルコールが身体に及ぼす影響についての理解度を測 定するためにe-ヘルスネットの「アルコールによる健康 障害」(厚生労働省,2021c)を参考に質問項目を作成した (Appendix 1, 2 を参照)。調査協力者に対し、「日本には未 成年者飲酒禁止法という法律がある」、「親権、監督代理 権を持つ人は 20 歳未満の飲酒を知った際に止める義務 はない」等の未成年飲酒禁止法の知識に関する 5 問と, 「アルコールの飲みすぎにより肝臓病になる可能性があ る」,「アルコールには発がん性があり、癌になる可能性 がある」等のアルコールが身体に及ぼす影響に関する13問 を設定した。未成年飲酒禁止法の知識を確認する問題に おいて、未成年飲酒を見過ごした際の刑罰に関する問い についてのみ選択肢から回答を選ぶ形式であったが, そ れ以外は○または×で回答を求める形式であった。正答 数を算出して,未成年者飲酒禁止法の知識得点,アルコー ルが身体に及ぼす影響の理解度得点とした。

飲酒理由:飲酒理由について把握するために,飲酒理由 尺度(桜井,1997)を用いた。本尺度は,調査協力者に 対し,「落ち込みやイライラを解消するため」,「飲めない とかっこうが悪いから」などの飲酒理由を問うものであ り,ストレス解消(項目例:落ち込みやイライラを解消 するため),いい気分(項目例:楽しいから),酒好き(項 目例:お酒がおいしいから),健康(項目例:食欲を増進 するため),大人らしく(項目例:大人になった気分にな れるから),社交性(項目例:つきあいで)の6つの下位 尺度で構成されている。「1:あてはまらない」から「4: よくあてはまる」の4件法で回答を求めた。

Table 1 使用測度の基礎統計量と信頼性係数、t 検定の結果

	全体		信頼性	男性(1	男性($N=84$)		女性 (N=142)		7
尺度	M	SD	係数	M	SD	M	SD	t	d
未成年飲酒に対する容認態度	9.19	3.83	.92	10.18	4.86	8.61	2.93	3.04 **	.42
未成年者飲酒禁止法の知識	3.58	0.98	_	3.38	1.22	3.70	0.78	$-2.37\ ^*$	33
アルコールの身体への影響の理解度	10.69	1.77	.92	10.45	2.09	10.82	1.54	-1.53	21
飲酒理由									
ストレス解消	7.44	3.57	.93	7.55	3.51	7.38	3.62	.34	.05
いい気分	10.05	4.12	.89	10.71	4.20	9.65	4.03	1.88 †	.26
酒好き	10.22	4.38	.89	10.67	4.64	9.96	4.20	1.18	.16
健康	7.01	2.44	.73	7.48	2.62	6.74	2.29	$2.21\ ^{\ast}$.30
大人らしく	6.43	2.28	.76	6.82	2.87	6.20	1.82	$1.98\ ^*$.27
社交性	8.73	3.16	.82	9.42	3.57	8.32	2.83	$2.54\ ^*$.35
初飲年齢※	18.30	3.04	_	17.46	3.60	18.80	2.53	-3.21 **	45

^{**} p <.01, * p <.05, † p <.10

初飲年齢と現在の飲酒状況、および飲酒に対する考え、飲酒時の望ましい人数:調査協力者の初飲年齢と現在の飲酒状況、および飲酒に対する考え、飲酒時の望ましい人数を測定するために、①初飲年齢、②現在の飲酒頻度(毎日、週に4日以上、週に2~3日、週に1日、月に1~2日、ほとんど飲まない)、③飲酒に対する考え(飲めなくて良い、飲めた方が良い)、④飲酒時の望ましい人数(1人、2または3人、5人以上、人数は問わない)に関する質問項目を作成した(括弧内には用いた選択肢を示した)。

手続き

質問票を紙媒体と電子版体(Google Form)で作成し、第一著者の知人や家族およびその友人にいずれかの媒体への回答を求めた。また、40、50代の年齢層の回答者が不足していたため、クラウドワークスを利用し、その登録者に回答を依頼した。使用した質問票には、本研究では使用しない項目も含まれていた。なお、クラウドワークスの回答者には110円/人の謝礼を支払った。

調査の実施前には、調査への参加は任意であること、いつでも参加を中止できること、中止しても不利益が生じないこと、回答を匿名で行えること等を説明し、同意を得られた者に対して調査を実施した。

倫理的配慮

本研究は、東海学院大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査の承認を受けた(承認番号:2022-06)。

結果

基礎データの集計

使用測度の基礎統計量と信頼性係数を算出し、さらに各測度の性差を検討するために t 検定を実施した結果として、t 値および効果量(Cohen o d) を Table 1 に示した。未成年飲酒に対する容認態度(t(224)=3.04、p<01、d=.42)と飲酒理由の下位尺度の健康(t(224)=2.21、p<0.05、d=.30)、大人らしく(t(224)=1.98、p<0.05、d=.27)、社交性(t(224)=2.54、p<0.05、d=.35)において男性の方が女性よりも有意に得点が高かった。一方、未成年者飲酒禁止法の知識(t(224)=-2.37、p<0.05、d=-.33)においては女性の方が男性よりも有意に得点が高かった。初飲年齢(t(217)=-3.21、p<0.05、d=-.45)は男女とも未成年であり、女性の方が男性よりも有意に年齢が高かった。なお、使用尺度の信頼性係数を算出した結果、いずれの尺度においても十分な値(t=0.250、t=0.250 、t=0.250 、

次に、現在の飲酒状況、飲酒に対する考え、飲酒時の望ましい人数について、各回答の度数および比率を算出した。現在の飲酒状況について、全体では、「毎日」が19人(8.4%)、「週に4日以上」が16人(7.1%)、「週に2~3日」が31人(13.7%)、「週に1日」が37人(16.4%)、「月に1~2日」が37人(16.4%)、「ほとんど飲まない」が86人(38.1%)であった。男女別で見た場合、男性では、「毎日」が11人(13.1%)、「週に4日以上」が9人(10.7%)、「週に2~3日」が14人(16.7%)、「週に

[%] 7名の回答者が「飲んだことがない」と回答したため、N=219 (男性: 82名,女性: 137名)であった。

[※] 信頼性係数について,アルコールの身体への影響の理解度は,Kuder-Richardsonの公式を用いて算出し,その他はCronbachの α 係数を求めた。

Table 2 現在の飲酒状況, 飲酒に対する考え, 飲酒時の望ましい人数の集計結果

		全体			男性			女性	
	\overline{N}	度数 (人)	比率 (%)	N	度数 (人)	比率(%)	N	度数 (人)	比率(%)
現在の飲酒状況	226			84			142		
毎日		19	8.4		11	13.1		8	5.6
週に4日以上		16	7.1		9	10.7		7	4.9
週に2~3日		31	13.7		14	16.7		17	12.0
週に1日		37	16.4		17	20.2		20	14.1
月に1~2日		37	16.4		7	8.3		30	21.1
ほとんど飲まない		86	38.1		26	31.0		60	42.3
飲酒習慣	226			84			142		
有り(週3日以上)		66	29.2		34	40.5		32	22.5
無し(週3日未満)		160	70.8		59	59.5		110	77.5
飲酒に対する考え	226			84			142		
飲めなくて良い		194	85.8		69	82.1		125	88.0
飲めた方が良い		32	14.2		15	17.9		17	12.0
飲酒時の望ましい人数	225			84			141		
1人		47	20.9		30	35.7		17	12.1
2または3人		96	42.7		24	28.6		72	51.1
5人以上		15	6.7		8	9.5		7	5.0
人数は問わない		67	29.8		22	26.2		45	31.9
初飲年齡	219			82			137		
未成年		121	55.3		57	69.5		64	46.7
成人		98	44.7		25	30.5		73	53.3

1日」が17人(20.2%),「月に $1\sim2$ 日」が7人(8.3%), 「ほとんど飲まない」が26人(31.0%)であったのに対 し, 女性では, 「毎日」が8人(5.6%), 「週に4日以上」 が7人(4.9%),「週に2~3日」が17人(12.0%),「週 に1日」が20人(14.1%),「月に1~2日」が30人 (21.1%),「ほとんど飲まない」が60人(42.3%)であっ た。なお、現在の飲酒状況について、厚生労働省の定義 に従い、週3回以上飲酒している回答者を飲酒習慣有り 群,週3回未満の回答者を飲酒習慣無し群として,各回 答の度数と比率を算出した。全体で飲酒習慣有りが66人 (29.2%) であったのに対し、飲酒習慣無しは 160 人 (70.8%)であった。男女別で見た場合,男性で飲酒習慣 有りが34人(40.5%)であったのに対し、飲酒習慣無し は59人(59.5%)であった。一方,女性で飲酒習慣有り が 32 人 (22.5%) であったのに対し、飲酒習慣無しは 110人(77.5%)であった。カイ二乗検定を実施した結 果, 男女で度数の偏りに有意な差が見られ ($\chi^2(1) = 8.22$, p<.01), 男性は女性に比べて飲酒習慣が有る者が, 女性 は男性に比べて飲酒習慣の無い者が有意に多いことが 分かった。

飲酒に対する考えについて,全体では,「飲めなくて良

い」が 194 人(85.8%),「飲めた方が良い」は 32 人(14.2%) であった。男女別で見た場合,男性では,「飲めなくて良い」が 69 人(82.1%),「飲めた方が良い」は 15 人(17.9%) であったのに対し,女性では,「飲めなくて良い」が 125 人(88.0%),「飲めた方が良い」は 17 人(12.0%) であった。カイ二乗検定を実施した結果,男女で度数の偏りに有意な差は見られなかった $(\chi^2(1) = 1.50, n.s.)$ 。

飲酒時の望ましい人数について、全体では、「1人」が 47人 (20.9%)、「2 または 3人」が 96人 (42.7%)、「5人 以上」が 15人 (6.7%)、「人数は問わない」が 67人 (29.8%) であった。男女別で見た場合、男性では、「1人」が 30人 (35.7%)、「2 または 3人」が 24人 (28.6%)、「5人以上」が 8人 (9.5%)、「人数は問わない」が 22人 (26.2%) であったのに対し、女性では、「1人」が 17人 (12.1%)、「2 または 3人」が 72人 (51.1%)、「5人以上」が 7人 (5.0%)、「人数は問わない」が 45人 (31.9%) であった。カイ二乗検定を実施した結果、男女の度数の偏りに有意な差が見られ (χ^2 (3) = 22.57、p<.001)、男性では女性よりも 1人での飲酒を望む者が有意に多いのに対して、2 または 3人での飲酒を望む者が有意に少ないことが分かった。一方で、女性では男性よりも 1人での飲酒を望

Table 3 各変数の相関分析の結果

	Table 6 日交效V/旧图7/加V/加入											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1 #	に成年飲酒に対する容認態度	_	33 **	33 **	14	.17	.23 *	.00	.12	.09	06	31 **
2 年	E 歯 令	14 †	_	05	.00	.04	10	02	.14	09	02	.04
3 🕏	卡成年者飲酒禁止法の知識	08	03	_		14	14	09	17	11	06	.21 †
4 7	アルコールの身体への影響の理解度	03	10	.22 **	_	13	16	16	14	$-$.21 †	.02	.00
食	炊酒理由											
5	ストレス解消	.26 **	12	.07	.08	_	.64 ***	.41 **	.72 ***	.61 ***	.20 †	.01
6	いい気分	.22 **	09	06	02	.64 ***	_	.69 ***	.61 ***	.49 ***	.17	.04
7	酒好き	.28 **	08	.02	.03	.48 **	.64 ***	_	.61 ***	.35 **	.09	05
8	健康	.24 **	.10	.09	.03	.65 ***	.52 ***	.55 ***	_	.57 ***	.17	.03
9	大人らしく	.20 *	28 **	.05	.05	.22 **	.25 **	.24 **	.29 **	_	.45 ***	.14
10	社交性	.22 **	10	.08	.03	.30 **	.40 **	.21 *	.26 **	.42 **	_	12
11 複	끼飲年齢	27**	.14	.03	.03	$-.20^{\ ^{\ast}}$	$-.24^{\ **}$	$-.20^{\ ^*}$	14	14	$23\ ^{**}$	_

^{***} p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

む者が有意に少ないのに対して,2または3人での飲酒を望む者が有意に多いことが分かった。

未成年飲酒に対する容認態度と各変数との関連

未成年飲酒に対する容認態度と各変数との関連を検討するために相関分析を男女別で実施した。その結果,男性において,未成年飲酒に対する容認態度といい気分との間に正の有意な相関が見られた(r=.23, p<.05)のに対して,未成年飲酒に対する容認態度と年齢,未成年者飲酒禁止法の知識,初飲年齢との間に有意な負の相関が見られた(rs= $-.31\sim-.33$, ps<.01)。一方,女性において,未成年飲酒に対する容認態度とストレス解消,いい気分,酒好き,健康,大人らしく,社交性との間に有意な正の相関が見られた(rs=.22 \sim .28, ps<.01)のに対して,未成年飲酒に対する容認態度と初飲年齢との間

に有意な負の相関が見られた(r=-.27, p<.01)。結果を Table 3 に示した。

なお、初飲年齢(未成年・成人)による未成年飲酒に対する容認態度の差を検討するために、名義尺度化した初飲年齢と性別(男性・女性)を独立変数とし、未成年飲酒に対する容認態度を従属変数といた 2×2 の分散分析を実施した。その結果、初飲年齢(F(1,215)=42.52、p<0.01、 $\eta_p^2=0.17$)の主効果および初飲年齢×性別の交互作用(F(1,215)=8.47、p<0.1、 $\eta_p^2=0.04$)がそれぞれ有意であった。初飲年齢については、未成年から飲酒を開始した群の方が成人から飲酒を開始した群よりも、未成年飲酒に対する容認態度得点が有意に高かった。さらに、交互作用について単純主効果の検定を実施した結果、未成年から飲酒を開始した群において性別の主効果が有意であり、男性の方が女性よりも未成年飲酒に対する容認態度得点が有意に高かった。結果を Figure 1 に示した。

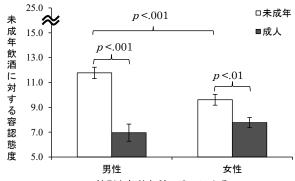


Figure 1 性別と初飲年齢の違いによる 未成年飲酒に対する容認態度得点の比較

次に、未成年飲酒に対する容認態度得点を従属変数に 用い、step1 に性別、step2 に飲酒理由の各下位尺度得点

^{※1)} 右上は男性、左下は女性のデータである。

^{※2)}未成年者飲酒禁止法の知識とアルコールの身体への影響の理解度についてはSpearmanの順位相関係数も算出したが、結果は変わらなかった。

を、step3 に性別と飲酒理由の各下位尺度の交互作用項を独立変数としてそれぞれ投入した階層的重回帰分析を実施した $^{\pm 2}$ 。その結果、step1 の ΔR^2 が有意であり、性別の負の主効果($\beta=-.20,p<.01$)が有意であった $^{\pm 3}$)。 さらに、step3 の ΔR^2 も有意であり、性別×いい気分($\beta=-.28,p<.01$)、性別×酒好き($\beta=.28,p<.01$)、性別×社交性($\beta=.14,p<.05$)の交互作用がそれぞれ有意であった。結果を Table 4 に示した。

単純傾斜の検定の結果、男性において、いい気分の正の主効果(β =.43, p<.01) が有意であった。さらに男性

Table 4 階層的重同提為指の結果

Table 4 階層的重回帰分析の結果							
変数名	Step1	Step2	Step3				
主効果							
性別	20 **	17 **	17 *				
ストレス解消		.10	.07				
いい気分		.15	.14				
酒好き		04	03				
健康		.03	.04				
大人らしく		.05	.04				
社交性		03	.02				
交互作用							
性別×ストレス解消			.06				
性別×いい気分			28 **				
性別×酒好き			.28 **				
性別×健康			04				
性別×社交性			.14 *				
R^{2}	.04 **	.10 **	.15 **				
ΔR^2	.04 **	.06 **	.06 **				

^{**} p <.01, * p <.05

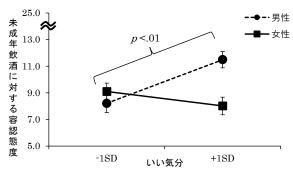


Figure 2 性別と飲酒理由(いい気分)による 未成年飲酒に対する容認態度得点の比較

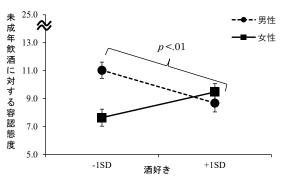


Figure 3 性別と飲酒理由(酒好き)による 未成年飲酒に対する容認態度得点の比較

において、酒好きの負の主効果(β =-.31, p<.05)が有意であった。なお、性別×社交性については、いずれの性別でも社交性の主効果は有意ではなかった。結果をFigure 2, 3 に示した。

未成年飲酒に対する容認態度と現在の飲酒状況, 飲酒時の望ましい人数, 飲酒に対する考えとの関連

現在の飲酒状況について,飲酒習慣の有無(有・無)と性別を独立変数,未成年飲酒に対する容認態度を従属変数とした 2×2 の分散分析を実施した。その結果,飲酒習慣の有無($F(1,222)=5.64,p<.05,\eta_p^2=0.03$)と性別($F(1,222)=5.86,p<.05,\eta_p^2=0.03$)の主効果がそれぞれ有意であった。飲酒習慣の有無については,飲酒習慣の有る群の方が,無い群よりも未成年飲酒に対する容認態度が有意に高かった。なお,交互作用は有意ではなかった。

次に、飲酒に対する考え(飲めなくて良い・飲めた方が良い)と性別を独立変数、未成年飲酒に対する容認態度を従属変数とした 2×2 の分散分析を実施した。その結果、飲酒に対する考え($F(1,222)=10.10,p<0.1,\eta_p^2=0.04$)と性別($F(1,222)=6.90,p<0.1,\eta_p^2=0.03$)の主効果がそれぞれ有意であった。飲酒に対する考えについては、「飲めた方が良い」と考える群の方が、「飲めなくて良い」と考える群よりも未成年飲酒に対する容認態度が有意に高かった。なお、交互作用は有意でなかった。

最後に、飲酒時の望ましい人数(1人・2または3人・5人以上・人数は問わない)と性別を独立変数、未成年飲酒に対する容認態度を従属変数とした 4×2 の分散分析を実施した。その結果、性別($F(1,217)=11.83,p<.001,\eta_p^2=0.05$)の主効果のみが有意であったのに対して、飲酒時の望ましい人数の主効果および交互作用は有意でなかった。

考察

本研究の目的は、未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因を明らかにするため、1)年齢、2)未成年者飲酒禁止法の知識、3)アルコールの身体への影響の理解度、4)飲酒理由、5)初飲年齢、6)現在の飲酒状況、7)飲酒に対する考え、8)飲酒時の望ましい人数の8つを要因として設定し、未成年飲酒に対する容認態度との関連を男女別で検討することであった。

基礎データの集計結果について

まず、本研究から得られた基礎データの集計結果につ いてまとめる。未成年飲酒に対する容認態度については 性差が見られ、男性の方が女性よりも未成年飲酒に対す る容認態度得点が高いことが分かった。また、飲酒理由 についても健康, 大人らしく, 社交性の下位尺度得点に 性差が見られ、男性の方が女性よりも各得点が有意に高 いことが分かった。これらのことから, 男性の方が女性 よりも未成年飲酒に対して寛容であること,「健康に良 いから」、「大人になった気分になれる」、「つきあいのた め」といった理由で飲酒することが分かった。一方で, 未成年者飲酒禁止法の知識の得点と初飲年齢は,女性の 方が男性よりも有意に高いことが分かった。また,初飲 年齢を未成年と成人に分けて男女別で人数を比較した 結果, 女性は男性に比べ, 成人から飲酒を開始した者が 有意に多かった。これらのことから, 女性の方が男性よ りも,未成年者飲酒禁止法に関する知識を有しているこ と, 飲酒の開始年齢が遅いことが分かった。

次に, 飲酒習慣の有無について, 男性の方が女性より も週3日以上の飲酒習慣が有る者が有意に多かった。厚 生労働省(2005)の国民健康・栄養調査報告によると、 2005年の時点では、飲酒習慣が有る男性は36.7%、女性 は7.3%であった。一方、本研究では、飲酒習慣が有る男 性は 40.5%, 女性は 22.5%であり, 2005 年の調査に比べ 飲酒習慣の有る女性の割合が大きく増加していた。国民 健康・栄養調査と本研究の調査では、調査人数が大きく 異なるが, 女性の飲酒が増加している傾向(厚生労働省, 2021e) が本研究においても確認された。飲酒時の望まし い人数については、男性は女性に比べ、1人で飲むこと を望むのに対して、女性は男性に比べ、2または3人で 飲むことを望んでいることが分かった。この結果から, 男性は女性に比べ、1人で飲酒することを好み、女性は 2,3人程度の小グループで飲酒することを好むことが分 かった。

未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因

次に、未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因について考察する。年齢については、男性において未成年飲酒に対する容認態度と年齢の間に負の有意な相関が見られた一方で、女性においては、有意な相関は見られなかった。このことから、男性では年齢が上がるほど、未成年飲酒に対して厳しくなる傾向があることが分かった。雇用における男女の均等な機会と待遇の確保が進め

られているものの、現状では役員・管理職に占める割合は男性の方が高く(男女共同参画局、2015)、男性の方がより責任のある立場に就いてことが伺える。また、子育て世帯を想定した場合、父親の就業率および所得の方が、母親のそれらよりも高いこと(労働政策研究・研究機構、2019)から、多くの子育て世帯では家計の大部分は父親の収入に頼っていることが伺える。これらのような理由より、男性は年齢が上がるほど、社会的責任の自覚がより大きくなると思われることから、未成年飲酒に対して厳しくなる可能性が考えられた。ただし、本研究では、回答者の役職や就業形態、世帯状況を尋ねていなかったため、上記の考察は推測の域を出ない。今後、より詳細な調査が必要である。一方で、女性は年齢を重ねることによって、未成年飲酒に対して厳しくなるわけではなく、20代の頃から一貫した態度を形成していることが分かった。

次に、未成年者飲酒禁止法の知識については、男性において、未成年飲酒に対する容認態度と未成年者飲酒禁止法の知識との間のみに有意な負の相関が見られ、未成年者飲酒禁止法の知識が乏しいほど、未成年飲酒に対して寛容になることが明らかになった。一方、女性では有意な相関が見られなかった。このことから、男性においては、未成年者飲酒禁止法について学ぶ機会を設けることによって、未成年飲酒に対する態度を変容できる可能性が示唆された。

アルコールの身体への影響の理解度については、男女 ともに未成年飲酒に対する容認態度と有意な相関は見 られなかった。 喫煙行動において、 タバコの害の知識と 喫煙率には関係がないという報告もある(神田・石田・ 反町・狩野, 2004) ことから、未成年飲酒に対して容認 するか否かにおいても、アルコールの身体に及ぼす影響 の理解度の程度は関係ないのかもしれない。一方で、本 研究では、アルコールの身体への影響の理解度を確認す る問題を作成したが、これらは一般成人の身体に対する アルコールの影響を問う項目で構成されていた。回答者 の中には, アルコールが一般成人の身体に及ぼす影響に 関する知識を有していても、未成年の身体に及ぼす影響 に関する知識までは十分に有していない者もいる可能 性があるが、本研究で作成した問題には、アルコールが 未成年の身体に及ぼす影響に特化した項目が入ってい なかった。このことが、アルコールの身体への影響の理 解度と未成年飲酒の容認態度との間に有意な関連が見 られなかった理由なのかもしれない。今後、さらなる検 計が必要である。

飲酒理由については,未成年飲酒に対する容認態度に 対して、性別といい気分、性別と酒好きの交互作用がそ れぞれ有意であった。下位検定の結果、男性において、 いい気分得点が高くなるほど、未成年飲酒に対して寛容 になるのに対して, 酒好きの得点が高くなるほど, 未成 年飲酒に対して厳しくなることが分かった。桜井(1997) は、いい気分の因子が「友人と飲酒する」といった複数 の人と飲酒するスタイルと関連することを報告してい る。実際、いい気分の因子は、「楽しいから」、「ハイにな るから」,「いい気分になるから」,「気分が高まるから」, 「みんなと集まったとき,楽しく過ごすため」の項目で構 成されており、項目内容からもこの因子の高得点者は、 酒席を楽しむことを志向する傾向があると推測される。 一方で、酒好きの因子は、「お酒がおいしいから」、「お酒 が好きだから」、「飲むのが好きだから」、「お酒に興味が あるから」、「食事中に飲むと、料理がおいしくなるから」 の項目で構成されており、項目内容から、お酒そのものを 楽しむことを志向する傾向を問う項目群であることが伺 える。これらのことから、飲酒理由にいい気分になること を求める者は、酒席を楽しむことを目的としているため、 未成年が飲酒することにも寛容になる一方で,飲酒理由に お酒自体を楽しむことを挙げている者は、お酒のマナーに 対して厳格になるため、未成年飲酒にも厳しくなるのかも しれない。ただし、これらについては、推測の域を越えな いため、引き続き、詳細な検討が必要である。

初飲年齢については, 男女ともに未成年飲酒に対する 容認態度と有意な負の相関が見られた。このことから, 初飲年齢が低いほど、未成年飲酒に対して寛容になるこ とが分かった。さらに、初飲年齢を未成年と成人に分け、 男女で未成年飲酒に対する容認態度得点を比較した結 果, 男女ともに, 未成年から飲酒を開始した群の方が, 成人になってから飲酒を開始した群よりも、未成年飲酒 に対して寛容であり、さらにこの傾向は男性の方が女性 よりも強いことが分かった。この結果は、冒頭でも述べ たように,「未成年から飲酒を開始しても何も問題がな かった」などのような回答者自身の体験が反映された可 能性が考えられるが、そもそも未成年飲酒に寛容であっ たために未成年から飲酒を始めたことが反映された可 能性も十分に考えられる。本研究は横断的研究であるた め、何らかの理由で未成年から飲酒を開始した結果、未 成年飲酒に寛容になったのか、もともと未成年飲酒に寛 容であったために未成年から飲酒を始めたのかという 因果関係までは明らかにできない。

現在の飲酒状況については、性別に関係なく、現在、飲酒習慣の有る群の方が、飲酒習慣の無い群よりも未成年飲酒に対して寛容であることが分かった。飲酒に対する考えについては、性別に関係なく、飲めた方が良いと考える方が、飲めなくて良いと考えるよりも未成年飲酒に対して寛容であることが分かった。こちらも冒頭で述べたように飲酒習慣のある者やお酒は飲めた方が良いと考える者は、飲酒に対して何らかのメリットを感じていると思われることから、飲酒に肯定的であると考えられる。したがって、未成年飲酒に対しても、より寛容になると思われる。

飲酒時の望ましい人数については、未成年飲酒に対する容認態度と関連がなかった。この結果から、飲酒時に何人飲むことを望もうと未成年者飲酒に対する容認態度には関係ないことが分かった。

本研究の限界と今後の課題

最後に、本研究の限界と今後の課題を述べる。本研究では、未成年飲酒禁止法に関する知識とアルコールが身体に及ぼす影響の理解度を確認する問題を作成した。しかしながら、両尺度の得点を見ると、天井効果は見られなかったものの、男女ともに高得点を示していた。よって、十分な分散が得られなかったために、男性の未成年飲酒禁止法に関する知識を除いて、有意な相関が見られなかった可能性が考えられる。また、アルコールが身体に及ぼす影響の理解度については、先述したように、アルコールが未成年者の身体に及ぼす影響に特化した問題を設定していなかったのに加え、アルコールが女性の健康に及ぼす影響に関する問題も少なかった。以上のことから、未成年飲酒禁止法に関する知識とアルコールが身体に及ぼす影響の理解度を確認する問題については、再考の余地があるかもしれない。

次に、未成年飲酒は法律で禁じられていることから、この容認態度の測定に、本研究のように自己報告式の回答方法を用いた場合、社会的望ましさの影響を受けて回答が歪められていた可能性がある。そのため、今後は、Implicit Association Test (Greenwald, McGhee, & Schwartz, 1998) のような、社会的望ましさの影響を排除できる測定ツールを用いて未成年飲酒に対する潜在的な容認態度を測定する必要があると思われる。

また、本研究では、40 代と 50 代の回答者を除いて、 第一著者の知人や家族およびその友人からデータを収 集した。このことから、今回のデータの大部分について は偏ったサンプルから得られたものではあるため、結果の一般化については慎重になる必要がある。今後は、ランダムサンプリングによって得られたデータを用いて検討を行い、本研究の結果と照らし合わせる必要もある。

本研究では、男性において、飲酒理由にいい気分になることを求めるほど、未成年飲酒に対して寛容になる一方で、飲酒理由がお酒そのものを楽しむことであるほど、未成年飲酒に対して厳しくなる傾向が伺えたが、これらの理由については明らかにできていない。同様に、飲酒習慣の有る群やお酒は飲めた方が良いと考える群は、飲酒習慣の無い群やお酒は飲めなくて良いと考える群よりも未成年飲酒に対して寛容であったが、これらの群がなぜ寛容であるかも明らかにできていない。今後の検討課題である。初飲年齢についても、未成年飲酒に対して寛容であることが、回答者本人の未成年からの飲酒を誘発したのか、何らかの理由で未成年に飲酒をした体験をきっかけとして、未成年飲酒に対して寛容になったのかを検討する必要がある。

結 論

本研究の結果から、男性の方が女性よりも未成年飲酒に対して寛容であることが分かった。また、性別に関係なく、初飲年齢が未成年、週3回以上の飲酒習慣がある者、お酒は飲めた方が良いという考えを持っている者において、未成年飲酒に対してより寛容になることが分かった。さらに男性特有の要因として、年齢が低い、未成年者飲酒禁止法に関する知識が浅い、飲酒理由にいい気分になることを求めることが、未成年飲酒に対して寛容になるのを促すのに対して、飲酒理由にお酒自体を楽しむことは、未成年飲酒に対して厳しくなるのを促すことが分かった。一方、女性特有の要因は見つからなかった。

本研究は、未成年飲酒について、それを戒める立場にある大人に焦点をあて、未成年飲酒に対する容認態度に関連する要因を見つけられたという点で意義のあるものであると思われる。今後は、さらなる諸要因の探索と、これらの結果から、未成年飲酒撲滅に向けた対策が進むことを期待したい。

引用文献

- Andreasson, S., Allebeck, P., & Romelsjö, A. (1988).
 Alcohol and mortality among young men:
 longitudinal study of Swedish conscripts. British
 Medical Journal, 296, 1021-1025.
- 安藤美華代 (2010). 未成年大学生における飲酒と心理社 会的要因の関連. 岡山大学大学院教育学研究科研究 集録, 143, 47-55.
- 新井 恵・山本英子・平野裕子・井上和久(2014). 保健 医療福祉系大学における未成年者の規範意識と飲酒 経験の関連. 保健医療福祉科学, 3, 22-31.
- 男女共同参画局(2015). 就業者及び管理的職業従事者 に占める女性割合. 男女共同参画白書平成 27 年版 Retrieved from https://www.gender.go.jp/about_d anjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-0 2-11.html(検索日: 2022 年 10 月 21 日)
- Di Castelnuovo, A., Costanzo, S., Bagnardi, V., Donati, M. B., Iacoviello, L., & De Gaetano, G. (2006).

 Alcohol dosing and total mortality in men and women: an updated meta-analysis of 34 prospective studies. *Archives of internal medicine*, 166(22), 2437-2445.
- Greenwald, A.G., McGhee, D.E., & Schwartz, J.L.K. (1998). Measuring individual differences in implicit cognition: The implicit association test. *Journal of Personality and Social Psychology*, 74 (6), 1464-1480.
- 市川孝一 (1998). 日本人の飲酒行動と規範. 生活科学研究, 20, 17-26.
- 今泉和彦・立屋敷かおる (2005). 飲酒と健康. 体力科 学, 54, 279-286.
- 神田清子・石田順子・反町真由・狩野太郎(2004). 保健 学科学生の喫煙状況と喫煙知識に関する調査. 群馬 保健学紀要, 25, 85-91.
- 門田新一郎 (2002). 大学生の生活習慣病に関する意識, 知識, 行動について. 日本公衆衛生雑誌, 49(6), 554-563.
- 門田新一郎 (2004). 高校生の健康習慣に関する意識,知識,態度について—食物摂取頻度調査との関連—. 栄養学雑誌,62(1),9-18.
- 厚生労働省(2000). 健康日本 21, Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/pdf/all.pdf(検索日:2022年8月28日)

- 厚生労働省 (2005). 平成 17 年国民健康·栄養調査報告, Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/bunya/ke nkou/eiyou07/01.html (検索日: 2022 年 8 月 30 日)
- 厚生労働省 (2021a). 未成年者飲酒禁止法, e-ヘルスネット, Retrieved from https://www.e-healthnet.mhlw. go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-065.html (検索日: 2022 年 10 月 16 日)
- 厚生労働省 (2021b). 健康日本 21 におけるアルコール 対策, e-ヘルスネット, Retrieved from https://ww w.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-06 -002.html (検索日: 2022 年 8 月 28 日)
- 厚生労働省(2021c). アルコールによる健康障害, e-ヘルスネット, Retrieved from https://www.e-heal thnet.mhlw.go.jp/information/alcohol-summaries/ a-01 (検索日: 2022 年8月28日)
- 厚生労働省(2021d). ライフサイクルと飲酒, e-ヘルスネット, Retrieved from https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol-summaries/a-04(検索日:2022年8月28日)
- 厚生労働省 (2021e). 女性の飲酒と健康, e-ヘルスネット, Retrieved from https://www.e-healthnet.mhlw.go. jp/information/alcohol/a-04-003.html (検索日:202 2年8月30日)
- 長島和子・荒波早苗 (2000). 若者のアルコール摂取教育 に関する一考察―高校生・大学生を対象としたアンケート調査をもとに―. 千葉大学教育学部研究紀要, 48, 123-130.
- 松井敏史・神﨑恒一・松下幸生・樋口進(2014). 高齢者 における飲酒コントロールと認知症予防. 認知神経 科学, 16(1), 9-17.
- 呉 鶴・山崎喜比古・川田智恵子 (1998). 日本における 青少年の薬物使用の実態およびその説明モデルの検 証. 日本公衆衛生雑誌, 45(9), 870-882.
- 労働政策研究・研修機構 (2019). 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2018(第5回子育て世帯全国調査). JILPT 調査シリーズ,192,9.
- 桜井茂男(1997). 飲酒理由, 飲酒効果と飲酒関連行動, アルコール依存傾向との関係. 筑波大学心理学研究, 19,111-128.

- 高野慶輔 (2017). ストレスの強さは人によって違う? 一階層的重回帰分析と交互作用— 荘島宏二郎(編) 計量パーソナリティ心理学 (pp.137-151) ナカニシヤ出版 田中美苑 (1985). 飲酒意識に関する調査研究. 山梨英和 短期大学紀要, 19, 93-114.
- 辻 雅善・舩越駿介・神田秀幸(2019). <総説>文献 レビューによる未成年の飲酒が脳に及ぼす影響. 近 畿大学九州短期大学研究紀要, 49, 9·19.
- 上村義季・小嶋雅代・永谷照男・今枝奈保美・鈴木貞夫 (2012). 女子大学生の飲酒行動と意識に関する調 査. 日本公衆衛生雑誌, 59(1), 31-38.
- 山本航平・佐伯和子・平野美千代 (2016). 未成年大学生の飲酒と友人関係・性格特性との関連. 日本公衆衛生看護学会誌, 5(1), 29-36.
- 吉本 尚・大脇由紀子・川井田恭子 (2020). 未成年者の 飲酒問題-20 歳未満の飲酒の弊害. 医学のあゆ み, 274(1), 111-115.

謝辞

本研究において,調査に協力してくださった皆様に感 謝申し上げます。

- 附記:本稿は,第1著者が執筆した卒業論文を再分析 し,大幅に改稿したものである。
- 註1:2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられたが,先行研究との一貫性を考慮して,本研究では,未成年を20歳未満とした。
- 註 2: 階層的重回帰分析では、新しい変数を加えたとき の説明率の増分を調べることができるため、従属 変数の予測において投入した変数の重要度を評 価できる(高野,2017)。今回の分析では、各独立 変数およびそれらの交互作用項が従属変数を説 明するにあたり、重要であるかを検討することが 目的であったため、階層的重回帰分析を選択した。
- 註 3:未成年飲酒に対する容認態度の性差について,既 に検討しているため,以降では,性別の主効果の 下位検定の結果を割愛した。

Appendix 1 未成年者飲酒禁止法の知識に関する問題

	Tippenam 174% Excellent Avy August 1717 Office		
1	日本には「未成年者飲酒禁止法」という法律がある	()
2	未成年者飲酒禁止法には20歳未満の飲酒を禁止する旨が書かれている	()
3	親権、監督代理権を持つ人は20歳未満の飲酒を知った際に止める義務はない	()
4	20歳未満の飲酒を見過ごした場合には刑罰がある	()
5	(4で○と回答した人に対して)刑罰内容に当てはまるもの1つに○を打ってください。また、選択肢にない場合はその他に記入してください。		
	死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料・没収・その他 ()		
	Appendix 2 アルコールが身体に及ぼす影響の理解度に関する問題		
1	飲酒をすることでアルコール中毒になる可能性はない	(
_			
2	アルコールの飲みすぎにより肝臓病になる可能性がある 	()
3	アルコールの飲みすぎにより膵臓病になる可能性はない	()
4	アルコールの飲みすぎにより循環器疾患になる可能性がある	()
5	アルコールの飲みすぎによりメタボリックシンドロームになる可能性がある	()
6	アルコールの飲みすぎにより認知症になる可能性がある	()
7	少量~中等量のアルコール摂取は認知症の予防にならない	()
8	アルコールには発がん性があり、癌になる可能性がある	()
9	アルコールの飲みすぎにより歯科疾患になる可能性はない	()
10	アルコールの飲みすぎにより消化管疾患になる可能性がある	()
11	アルコールの飲みすぎにより痛風になる可能性はない	()
12	アルコールの飲みすぎにより高脂血症になる可能性がある	()
13	妊娠中の飲酒は、胎児・乳児に対して低体重・奇形・脳障害などの胎児性アル コール症候群を引き起こす可能性がある	()

Factors Influencing Attitudes Toward Acceptance of Underage Drinking

NAKAMURA Yuto and OURA Shin-ichi

Abstract

The purpose of this study was to explore the factors related to the attitude of acceptance toward underage drinking in each gender. Eight factors were identified: 1) age, 2) knowledge of the law against underage drinking, 3) understanding of the effects of alcohol on the body, 4) reasons for drinking, 5) age at first drinking, 6) current drinking habits, 7) thoughts on drinking, and 8) desired number of people when drinking. A questionnaire survey among 226 adults in their 20s to 70s revealed that men were more tolerant of underage drinking than women. Regardless of gender, those who were underage at the age of first drinking, those who had a habit of drinking three or more times a week, and those who thought it was better to be able to drink alcohol were found to be more tolerant of underage drinking. Furthermore, as factors specific to men, being younger, having less knowledge of the law against underage drinking, and seeking a good mood as a reason for drinking alcohol encouraged greater tolerance toward underage drinking, whereas enjoying alcohol itself as a reason for drinking alcohol encouraged greater strictness toward underage drinking. On the other hand, no female-specific factors were found in this study.

Keywords: underage, drinking, attitudes toward acceptance of drinking, gender differences